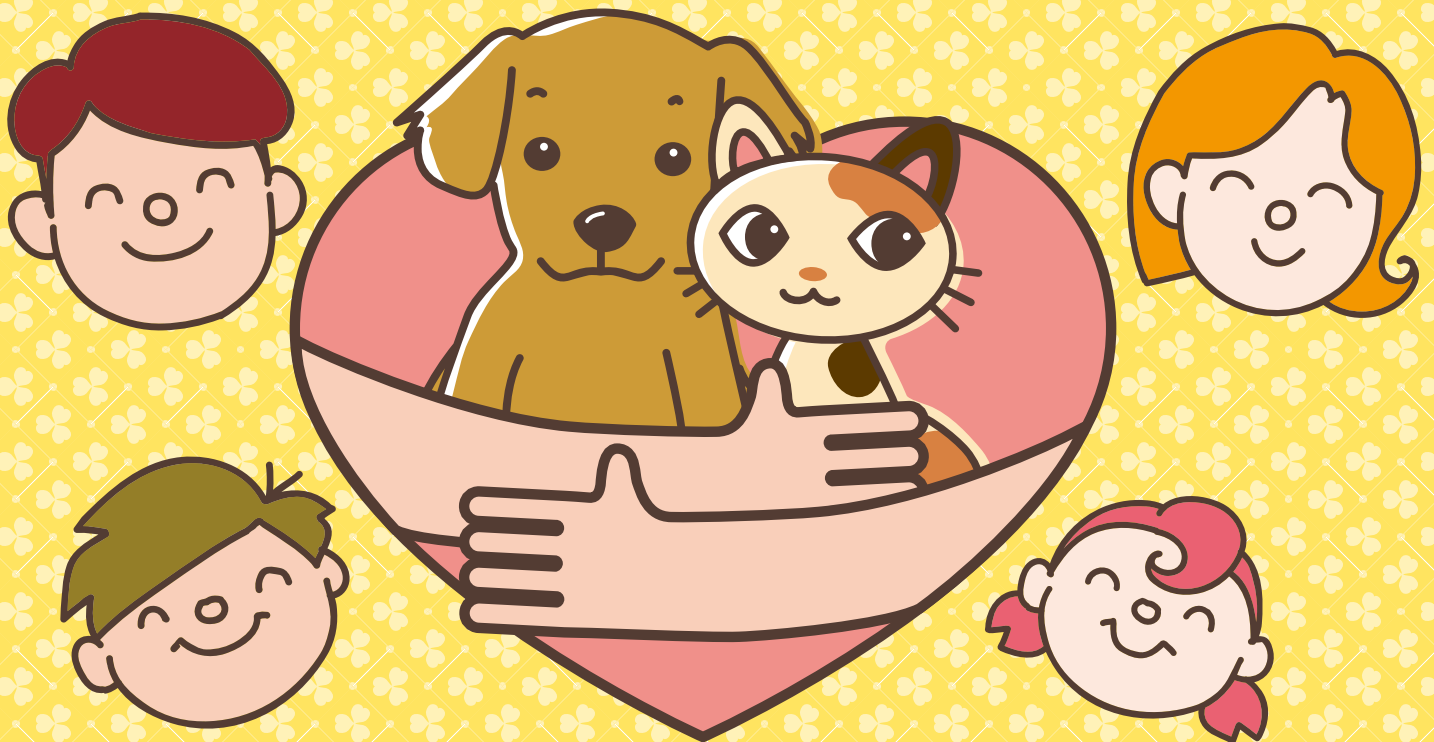


京都市 動物愛護センター(仮称)

構想に関する意見募集



現在、「京都市動物愛護推進協議会 京都市動物愛護センター(仮称)構想検討委員会」では、人と動物が安心して共生できる社会環境を目指し、動物の愛護や適正な飼養等に関する普及啓発の推進を図るため「京都市動物愛護センター(仮称)」の整備について検討しています。この度、同委員会においては、同センターにおいて必要な機能や役割についてとりまとめた構想(素案)を作成いたしました。京都市動物愛護センター(仮称)をより良いものにするため、本構想に対する市民や事業者の皆様からの御意見を募集します。

募集期間

平成23年8月15日(月)～平成23年9月30日(金)【必着】

応募方法

郵送, FAX, 電子メール送信(様式は自由です)

意見の送付先及び問い合わせ先

TEL 075-222-3429 FAX 075-222-3416

電子メール hokeniryu@city.kyoto.jp

〒604-8571 (住所記載不要) 京都市保健福祉局保健医療課動物愛護担当
(京都市動物愛護推進協議会 京都市動物愛護センター(仮称)構想検討委員会事務局)

京都市動物愛護センター(仮称)に関する基本的事項

① 京都市動物愛護センター(仮称)の設置目的

近年では社会の高齢化や少子化に伴い、人と動物との関わりはより重要なものとなっており、我々が動物から受ける恩恵は非常に大きなものとなっている。特に動物とのふれあいを通じて子どもの頃から「命の大切さ」や「生き物への優しさ」について考えることは、情操教育や人格形成の基盤づくりとして非常に重要である。

京都市動物愛護センター(仮称)は、動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深め、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現を目的として設置するものである。

② 京都市動物愛護センター(仮称)の基本コンセプト

動物を通じて
命の大切さを
感じる場

人と動物の
正しい関わり方
を学ぶ場

人づくり・環境づくり
を通じて、人と動物
の共生を推進する場

③ 京都市動物愛護センター(仮称)の設置に関する基本的な考え方

「人と動物とが共生できる
うるおいのある豊かな社会」
の実現に寄与する施設

動物※の保護管理機能を有するとともに、「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向けた、動物愛護に関する各種事業を推進するための拠点施設とする。

誰もが利用できる施設

飼い主と犬が自由に遊べるような施設を整備することで、誰もが利用できる施設とし、一人でも多くの方が来所できるよう、土・日曜日の開所を検討すべきである。さらに、親しみやすい外観を持ち、収容動物の鳴き声・臭気等について、近隣住民に配慮した対策を実施し、周辺的生活環境を損なわないものとする。

動物愛護ボランティア等
との共汗で進める施設

動物愛護ボランティアや(社)京都市獣医師会等との共汗で、動物愛護に関する各種啓発事業や収容動物の譲渡事業の充実、動物の保護管理機能の拡充を目指す。さらに、同センターの運営や動物愛護精神の普及啓発に当たっては、動物愛護ボランティア等との共汗で進める。

※京都市動物愛護センター(仮称)では主に犬及び猫を対象とする。

1



動物を通じて 命の大切さを感じる場

動物とのふれあい

「動物とのふれあい」には、動物の温かさが人の心に安らぎを与え、心身の健康に良い効果があるとされている。動物の習性をよく理解し、正しい接し方を学ぶことにより、動物愛護に関する精神の高揚につながる。同センターでは、来場者が動物の習性等について、正しい知識を楽しく遊びながら学んでいただくことを目的とした、以下の機能を備える必要がある。

動物と親しむ場

犬猫とのふれあいを通して、人と人とのコミュニケーションを深めることができる「遊べる場」、「癒しの場」としての機能が必要である。

体験学習への取組

子どもたちが犬猫とのふれあいや収容動物の世話を通じて、「命の大切さ」や「思いやりの心」を育むことができる機能が必要である。

アニマルセラピー等の 動物介在活動の推進

動物とのふれあいを通じて、心豊かな社会生活の実現に寄与することを目的としたセラピードッグの養成・派遣等を実施するとともに、より効果的な動物介在活動の手法について調査・研究を行う必要がある。

夜間動物救急診療所の開設

(社)京都市獣医師会との連携のもと、夜間動物救急診療所を設置し、夜間に発生した動物の事故や病気の治療に対応することにより、ひとつでも多くの動物の命を救うことが必要である。



動物の命をつなげる場

同センターにおいては、収容した動物が健康かつ快適に過ごすことができ、さらには、殺処分をできる限り実施することがないよう、以下の機能を持つ必要がある。

収容動物の健康状態等に配慮した適切な管理

保護した動物が安全かつ快適に過ごすことができるよう、成犬と子犬、成猫と子猫は区別し、個体別に管理する。また、収容した動物については、健康状態に配慮するとともに、ノミ・ダニ対策、感染症対策等を実施し、衛生管理を徹底する。

収容動物に関する譲渡の推進

保護収容された動物のうち、本来の飼い主への返還ができなかったものについては、動物愛護団体等との連携を図り、以下の事業を進めることにより、新しい飼い主への譲渡を積極的に進める必要がある。

新しい飼い主との出会いの提供

「譲渡会」の定期的な開催、譲渡動物に関する情報のホームページへの掲載

しつけの実施

動物が、新しい飼い主と仲良く暮らせるための基本的な「しつけ」の実施

譲渡希望者への適正・終生飼養指導

譲渡希望者への適正・終生飼養に関する指導を実施



災害時対策機能

地震等の災害時には、避難所において多くの方々が共同生活を送ることを余儀なくされるが、その中で衛生面や鳴き声による騒音等の問題により、動物と共に避難所生活を送ることが困難になる場合が想定される。このような問題に対応するため、同センターでは、災害時対策として以下の機能を備える必要がある。

災害時における動物の保護と収容

- 災害時においては、飼い主とはぐれた動物を即時、保護・収容する。
- (社)京都市獣医師会等との連携による負傷等動物の治療を行う。
- 動物愛護団体等との連携によるペットの飼養場所の衛生管理を徹底する。

被災動物のための救援物資の保管及び配布

- 被災動物用食糧や医薬品等の救援物資の臨時保管施設を整備する。
- ペット用の救援物資を避難所へ配布するための基幹施設とする。

災害発生時における動物の避難対策に関する啓発

災害発生時における動物の避難対策等について、飼い主に対する周知を行う。

2 人と動物の正しい 関わり方を学ぶ場



適正な飼い方の啓発

飼い主の責務の徹底やマナーについて啓発するとともに、動物への理解を深め、正しい飼い方や動物への接し方が習得できるよう、以下の機能が必要である。

「犬猫のしつけ」に関する学習

「犬猫のしつけ方教室」等の定期的な開催、保育所や学校等の施設で出前講座等の開催による動物愛護精神の普及啓発を行う。

飼い方相談の窓口

(社)京都市獣医師会や動物愛護団体等と連携し、いつでも利用できる「飼い方相談窓口」を設置する。

動物の正しい飼い方等に関する情報発信

動物の正しい飼い方や京都市動物愛護行政の現状について、展示やホームページの活用による情報発信を行う。



動物取扱業者への対応

市民の多くがペットを飼い始める際に、飼い主が最初に接点を持つのは、ペットショップ等の動物取扱業者である。ペットの終生飼養の啓発をより推進するうえで動物取扱業者が担う役割は大きいため、同センターには、以下の機能を備える必要がある。

動物取扱業者への指導

動物取扱業者に対し、「動物愛護及び管理に関する法律」に基づく動物の保管及び販売時の遵守事項について指導を行う。

動物取扱業者との連携

動物取扱業者と連携し、ペットの販売時において、飼い主が適正飼養や終生飼養を徹底できるよう効果的な啓発を行う。
さらに、動物取扱業者のうち、一定の基準を満たした者を認定する「動物愛護マイスター」事業等の先進的な取組についても検討を行う必要がある。



動物に関する幅広い情報発信

生活に密着した鳥獣等の対策に関する情報発信

ハトやカラス等による糞害やごみ散乱対策等の生活に密着した情報のように、誰にとっても動物に関する有益な情報を得ることができる施設である必要がある。

動物由来感染症等に関する情報発信

動物が好きな方だけでなく、動物に興味がない方にとっても有益な施設である必要がある。例えば、狂犬病やオウム病といった動物由来感染症に関する情報を得ることができる施設である必要がある。

3 人づくり・環境づくりを通じて、人と動物の共生を推進する場



動物愛護ボランティア等との共汗

動物愛護精神をより啓発するためには、動物愛護ボランティア等との共汗による事業の推進が必須であることから、同センターには以下の機能を備える必要がある。

動物愛護ボランティア スタッフの育成

同センターにおける適切なボランティア活動の推進のため、動物の習性や特性についての習得等、動物愛護ボランティアの育成を行う。

ボランティアスタッフ同士 の情報交換

動物愛護に関するより効率的な啓発活動を誘導するため、動物愛護ボランティア間での情報交換の場を提供する。

ボランティア活動に関する 情報発信

動物愛護ボランティアの輪を広げるため、ボランティアの活動内容等について、同センター内において展示するとともに、ホームページ等により情報を発信する。

市民と共に築く動物愛護の基幹施設

同センターにおける事業の推進や適切な整備については、市民や事業者の方々の御理解と御支援が不可欠である。動物を心から愛するに止まらず、「人と動物とが共生できるうおいのある豊かな社会づくり」に賛同し、同センターの整備等について御理解、御支援を頂ける方からの御協力を広く呼びかけることで、多くの方に愛着を持っていただける施設とするための手法の一つとして、寄付等の導入についても検討する必要がある。

京都議定書発効の地・京都としての取組

京都市動物愛護センター（仮称）においては、太陽光発電装置や雨水槽を設置し、環境負荷の少ない再生可能エネルギーを活用する等、低炭素社会の構築を目指す環境にやさしいモデル事業所としての役割を果たす必要がある。

京都市動物愛護センター(仮称)における付帯施設について

京都市動物愛護センター(仮称)は、できる限り交通アクセスの良い場所に設置し、多くの方々に気軽に御利用いただける条件を整えることにより、犬猫の譲渡の推進等につながり、同センターの役割を発揮することができることから、現在の家庭動物相談所を軸に整備することが望ましいと考える。

また、同センターにおいて、動物愛護に係る啓発事業を効果的に実施するためには、ドッグランや動物と触れ合うための広場等、様々な施設を設置する必要がある。さらに、災害時における被災動物の収容や動物のための救援物資の保管等を行うための施設も必要となる。

これらの機能を有する付帯施設については、現在の家庭動物相談所の近隣に公園(上鳥羽公園)が設置されていることから、これを可能な限り活用し、以下のとおり整備することが望ましい。

このように、都心型でありながら多機能な施設であるとともに、災害時の動物の収容等を迅速かつ効果的に行うことができる機能を有する動物愛護センターは全国的にも類がなく、非常に画期的である。



付帯施設における機能

ドッグランの設置

ルールとマナー遵守のもと、リードを外してペットを運動させたり、遊ばせたりすることができるドッグランの設置

「動物ふれあい広場」の設置

動物とふれあう機会の提供、ペットのしつけ方教室等の動物愛護に関する事業が実施できる「動物ふれあい広場」の設置

災害発生時における動物の避難所の設置

災害発生時において、被災動物を収容し、救護するための施設の設置



周辺環境への配慮

周辺環境への衛生面や騒音について適切な対策

他の公園利用者や現在の公園機能及び公園周辺への影響に係る配慮

自家用車による来場者のための対策

御意見応募用紙



様式は問いません。FAX等で送付いただく場合はこの用紙をお使いください。

Blank lined area for writing responses, framed by a grey border with a clip at the top.

差し支えがなければ下記の項目の内、当てはまる番号に○印を付けてください。

性別	1 男性	2 女性		
年齢	1 20歳未満	2 20歳代	3 30歳代	4 40歳代
	5 50歳代	6 60歳代	7 70歳代	8 80歳以上
お住まい	1 北区	2 上京区	3 左京区	4 中京区
	5 東山区	6 山科区	7 下京区	8 南区
	9 右京区	10 西京区	11 伏見区	12 京都市外

